

WINGS プログラム生に対する経済的支援について

■ WINGS-CER での運用は以下のとおりとする。

1. 経済的支援

- ・修士課程においては、卓越 RA（リサーチ・アシスタント）に委嘱し、“報酬”として月額 8 万円を 7 ヶ月（M2 の 9 月から 3 月）支給する。
- ・博士課程においては、“奨励金”として、月額 18 万円を 36 か月（D1 の 4 月から D3 の 3 月）支給する。なお、日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）あるいは SPRINGGX プロジェクト生に採用された場合でも、プログラム生を継続することとする。なお、その場合 WINGS-CER 奨励金は支給打ち切りとなる。

2. 報酬・奨励金の支給

- (1)報酬は『卓越リサーチ・アシスタント研究業務委嘱通知書』に示した方法で、原則翌月 17 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
 - ・研究業務単価（月額）は、給与所得の取扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
 - ・研究業務の進捗状況や態様に問題がある場合については、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は委嘱の中止を行う場合も有る。
- (2)奨励金は、銀行振込により原則毎月 25 日に支給する。但し、その日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日となる。振込先は日本国内の銀行又は信用金庫に限る。振込先口座名は、必ず本人名義とすること。
 - ・奨励金は、「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。
 - ・日本学術振興会特別研究員（DC1/DC2）あるいは SPRINGGX 生の身分をあわせ持つ WINGS-CER 生への奨励金（費）支給等は、各制度運用ルールに従うことに留意すること。

3. 日本学術振興会特別研究員（DC2）への応募について

- ・奨励金受給者は応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募すること。

4. WINGS-CER 生の経済的支援の重複受給について

- ・全学運用ルール 【別表】『博士課程学生 経済的支援の重複受給ガイドライン』に基づき運用するものとする。
- ・【前提】WINGS からの経済的支援を除き、生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額（年間 240 万円程度）を超える収入がある場合は、WINGS（奨励金または卓越 RA）による支援は行わないものとする。
- ・次の補則説明も参照すること。

(1) アルバイト等による報酬受給

- ・アルバイトそのものは妨げない。また、その内容について詳細な条件は定めない。
- ・原則として、自身の教育研究活動に関わる TA, RA 等を想定している。
- ・過度な労働時間とならないよう十分に調整すること。
- ・アルバイト等による報酬は上述【前提】にある 1 年間の収入制限 240 万円に含まれるので、自身で適切に管理すること。

(2) インターンシップへの参加・報酬受給について

- ・インターンシップに参加し報酬を受給することは可とする。
- ・インターンシップによる収入は、自身の教育研究活動に支障が生じない限りにおいて、上述の【前提】に記載されている年間 240 万円程度の収入に含めない。

(3) 授業料免除申請について

- ・WINGS による経済的支援と授業料免除が重複することは差し支えない。

(4) 起業による対価について

- ・WINGS 生が起業し対価を得ることは可とする。
- ・起業による対価は【前提】に記載されている年間 240 万円程度の制限に含まれる。ただし、次の 3 つの条件を満たす場合は、その制限の対象外となる。
 - ①自身の教育研究活動に支障が生じないこと
 - ②自らが役員等となること
 - ③事業内容は自身の教育研究活動に関連する内容であること

(5) その他

- ・不明な点は学生支援チーム（大学院担当）へ相談すること。

以上

前提：支援の可否は、収入が発生した時から将来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行わないことを原則とし、総合的に判断する。

制 度 等				博士課程学生 経済的支援			備 考
	連番	名称	形態	DC	WINGS	SPRING GX	
外国人留学生	1	母国の奨学金	原資による	×	×	×	中国政府国家建設高水平大学公派研究生項目（CSC）、外国政府派遣、等を含む。
	2	日本政府（文部科学省）奨学金（研究留学生）等	給付	×	×	×	日本台湾交流協会奨学生、JICA研修員、日ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）等を含む
	3	留学生受入れ促進プログラム （文部科学省外国人留学生学習奨励費）	給付	×	○	○	
	4	東京大学外国人留学生特別奨学制度 （東京大学フェローシップ）	給付	×	×	×	
	5	東京大学外国人留学生支援基金奨学金	給付	×	×	×	
	6	東京大学海外派遣奨学事業 短期・超短期海外留学等奨学金	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	当該留学について、「SPRING GX」による渡航支援を受ける場合には併給不可。
	7	日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	
	8	トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム	給付	△ DC規定による	○	△ 条件有	
	9	日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	×	○	○	特に優れた業績による返還免除については、JASSOが規定する対象外となる者について確認しておくこと。
	10	起業（「前提」に記載のある年間240万円程度を超える収入が見込まれるもの）	対価	△ DC規定による	△ 条件有	×	① 自身の教育研究活動に支障が生じないこと ② 自らが役員等となること ③ 事業内容は自身の教育研究活動に関連する内容であること ※「前提」に記載のある年間240万円程度の制限の対象外とする。
	11	インターンシップ	対価	△ DC規定による	○	○	インターンシップによる収入は、自身の教育研究活動に支障が生じない限りにおいて、本ガイドライン「前提」に記載されている年間240万円程度の収入に含めない。
	12	民間奨学金	原資による	△	△	△	奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認が必要。
	13	授業料免除	－	○	○	○	
	14	アルバイト等	対価	△ DC規定による	○	○	原則として、自身の教育研究活動に関わるTA、RA等を想定している。過度な労働時間とならないよう十分に調整すること。

- ・ BOOST NAISについては、SPRING GXと同様の制限となる。
- ・ 修博一貫プログラム（WINGS）に所属する修士課程学生についても、本ガイドラインの対象となる。
- ・ 制度等欄に記載のない制度の取り扱い等、不明な点がある場合は部局教務担当またはプログラム事務局に問い合わせること。

○：重複受給ができる
△：条件付きで重複受給ができる
×：重複受給ができない